



容量停止計画の
調整に応じることができない理由の報告について
詳細説明資料

2023年1月12日

電力広域的運営推進機関

- 容量市場システムからお知らせのとおり、2022年12月23日（金）を以て対象実需給2024年度の容量停止計画の調整期間が終了となっております。
- 調整期間終了時点で、調整不調となった容量停止計画において、容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由※がある場合は、弊機関にご報告頂きます。
- 調整に応じることができない理由が合理的と判断された場合や送配電設備の停止等により一般送配電事業者と容量停止計画の調整を実施した場合は、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象外となる可能性があります。
- 次頁以降の内容についてご確認頂き、2023年1月31日（火）の期日までにご報告頂きますようお願いいたします。

※：調整に応じることができないやむを得ない理由

やむを得ない理由としては以下が挙げられます。

具体的には調整ができない理由を弊機関に提出していただき、個別に確認いたします。

- ・一般送配電事業者との調整が必要である場合（送電線の停止のために計画停止の調整する場合など）
- ・メーカー、作業員の確保などによる時期の調整が不可能な場合
- ・その他弊機関が妥当であると認めた場合

- 今回の対象は、**調整不調エリア・月に容量停止計画を提出しており、容量市場システムにおいて最終的に調整不調電源として登録※されている電源**となります。

※容量市場システムの「調整不調電源情報」にて「日数」「減額率 [%]」の欄が空欄または「0」と表示されている場合は調整不調電源の対象外となります

- 容量停止計画の調整における調整不調エリア・月は下表のとおりです。
- 該当エリア・月に作業を計画しており、**調整に応じることができないやむを得ない理由がある場合は、ご報告をお願いします。**
- なお、**調整に応じることができないやむを得ない理由がない場合は、調整に応じることができない理由の報告を行う必要はありません。**(報告がない場合は、調整に応じることができないやむを得ない理由がないこととさせていただきます。)

【調整不調エリア・月】

エリア	追加設備量を利用する基準を超過(緑)	供給信頼度に影響を与える基準を超過(赤)
ブロック1 (九州以外)	7月、11月	—
ブロック2 (九州)	7月	—

- 容量市場 業務マニュアル 容量停止計画の調整業務 編 (対象実需給年度: 2024 年度)
 - https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/files/220805_teishikeikaku_r3.pdf

- 容量停止計画調整に関する減額(経済ペナルティ)について
 - https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/chousei/2024/files/20221206_teishikeikaku_penalty.pdf

- <容量市場の在り方等に関する検討会 (容量停止計画の調整業務関係) >
 - 第37回 資料4 実需給期間に向けた準備状況 (容量停止計画の調整)
https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2022/youryou_kentoukai_haihu37.html
 - 第30回 資料5 実需給前に実施する容量停止計画調整について
https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2020/youryou_kentoukai_haihu30.html
 - 第25回 資料4 実需給年度の2年前に実施する容量停止計画の調整について
https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2020/youryou_kentoukai_haihu25.html
 - 第20回 資料3 計画停止による追加設備量を踏まえたリクワイアメント等の検討について (その2)
https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2019/youryou_kentoukai_haihu20.html
 - 第19回 資料3 計画停止による追加設備量を踏まえたリクワイアメント等の検討について
https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2019/youryou_kentoukai_haihu19.html